

# 水戸市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則

令和5年10月25日

規則第91号

(趣旨)

第1条 この規則は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下「法」という。)及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法及び省令において使用する用語の例による。

(管理計画の認定に係る必要書類)

第3条 省令第1条の2第1項の市長が必要と認める書類は、法第5条の3第1項の規定による申請に係る管理計画が法第5条の4各号に掲げる基準(同条第4号に掲げる基準のうち本市が定める都道府県等マンション管理適正化指針に係るものを除く。)に適合するものであることを法第91条に規定するマンション管理適正化推進センターが確認したことを証する書類とする。

(管理計画の認定等の申請の取下げ)

第4条 法第5条の3第1項若しくは法第5条の7第1項の認定又は法第5条の6第1項に規定する認定の更新(以下「認定等」という。)の申請をした者は、市長が当該申請に係る認定等をする前に当該申請を取り下げようとするときは、マンション管理計画認定等の申請取下届(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(管理計画を認定しない旨の通知)

第5条 市長は、認定等の申請に係る管理計画が法第5条の4各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、マンション管理計画の認定等をしない旨の通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(認定管理計画に係る軽微な変更の届出)

第6条 認定管理計画について省令第1条の9各号に掲げる軽微な変更をしようとする者は、認定管理計画に係る軽微な変更届(様式第3号)に、省令第1条の2第1項各号に掲げる書類のうち認定管理計画の変更に係るものを添えて市長に提出しなければならない。

(管理計画認定マンションに係る改善命令)

第7条 法第5条の9の規定による命令は、改善命令書(様式第4号)により行うものとする。

(管理計画認定マンションの管理の取りやめの申出)

第8条 法第5条の10第1項第2号の申出は、管理取りやめ申出書(様式第5号)により行うものとする。

(管理計画の認定の取消しの通知)

第9条 法第5条の10第2項の規定による通知は、認定取消通知書(様式第6号)により行うものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、令和5年11月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

水戸市長 様

届出者 住 所  
氏 名  
電 話

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名〕

マンション管理計画認定等の申請取下届

年 月 日付で申請した管理計画の認定（認定の更新・変更の認定）の申請について、当該申請を取り下げるため、水戸市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第4条の規定により届け出ます。

記

- 1 申請に係るマンションの名称
- 2 申請に係るマンションの所在地
- 3 取下げの理由

第 号  
年 月 日

様

水戸市長

マンション管理計画の認定等をしない旨の通知書

年 月 日付けで申請のあった管理計画の認定（認定の更新・変更の認定）の申請について、認定（更新）しないことを決定したので、水戸市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第5条の規定により通知します。

記

- 1 申請に係るマンションの名称
- 2 申請に係るマンションの所在地
- 3 認定（更新）しない理由

教示

審査請求 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水戸市長に審査請求をすることができます。

取消訴訟 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に水戸市（訴訟において水戸市を代表するものは水戸市長となります。）を被告として、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

水戸市長 様

届出者 住 所  
氏 名  
電 話

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名〕

認定管理計画に係る軽微な変更届

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第1条の9に掲げる軽微な変更をすることについて、水戸市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第6条の規定により届け出ます。

記

- 1 マンション管理計画の認定コード  
第 号
- 2 マンション管理計画の認定（認定の更新・変更の認定）年月日  
年 月 日
- 3 マンションの名称
- 4 マンションの所在地
- 5 変更の内容

| 項目      |            | 変更の内容 |
|---------|------------|-------|
| 長期修繕計画  | 修繕の内容 ※1   |       |
|         | 修繕の実施時期 ※1 |       |
|         | 修繕資金計画 ※2  |       |
| 管理者等 ※3 |            |       |
| 監事      |            |       |
| 規約 ※4   |            |       |

(注意)

- 1 ※1については、計画期間又は修繕資金計画の変更を伴わないものに限りします。
- 2 ※2については、マンションの修繕の実施に支障を及ぼすおそれのないものに限りします。
- 3 ※3については、2以上の管理者等を置く管理組合であって、その一部の管理者等の変更（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4の認定（同法第5条の7第1項の変更の認定を含む。）又は同法第5条の6第1項の認定の更新があった際に管理者等であった者の全てが管理者等でなくなる場合を除く。）に限りします。
- 4 ※4については、監事の職務及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第1条の5第4号に掲げる事項の変更を伴わないものに限りします。
- 5 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第1条の2第1項各号に掲げる書類で認定管理計画の変更に係るものを添付してください。

第 号  
年 月 日

様

水戸市長

改善命令書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の9の規定により，管理計画認定マンションの管理について，次のとおり改善を命じます。

記

- 1 マンション管理計画の認定コード  
第 号
- 2 マンション管理計画の認定（認定の更新・変更の認定）年月日  
年 月 日
- 5 改善を命ずる内容
- 6 改善を命ずる理由
- 7 改善の期限 年 月 日

教示

審査請求 この処分に不服があるときは，この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に，水戸市長に審査請求をすることができます。

取消訴訟 この処分の取消しの訴えは，処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に水戸市（訴訟において水戸市を代表するものは水戸市長となります。）を被告として，提起することができます。ただし，この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には，当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

水戸市長 様

届出者 住 所  
氏 名  
電 話

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名〕

管理取りやめ申出書

認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめるので、次のとおり申し出ます。

記

- 1 マンション管理計画の認定コード  
第 号
- 2 マンション管理計画の認定（認定の更新・変更の認定）年月日  
年 月 日
- 3 取りやめの時期  
年 月 日
- 4 取りやめの理由



第 号  
年 月 日

様

水戸市長

認定取消通知書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の10第1項の規定により、マンション管理計画の認定を取り消しましたので、同条第2項の規定により通知します。

記

- 1 マンション管理計画の認定コード  
第 号
- 2 マンション管理計画の認定（認定の更新・変更の認定）年月日  
年 月 日
- 3 取消しの理由

教示

審査請求 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水戸市長に審査請求をすることができます。

取消訴訟 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に水戸市（訴訟において水戸市を代表するものは水戸市長となります。）を被告として、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。